少子・高齢化対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和５年第４回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会の成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれも多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

１．高齢化対策に関する調査

高齢化対策については、令和６年度から８年度までの３か年を計画期間として策定する「第９期福岡市介護保険事業計画（原案）」等、超高齢社会における高齢者保健福祉施策の実施状況について調査を行った。

本市における高齢化率は、令和２年の22.1％に対し、将来推計では団塊の世代が全て75歳以上となる令和７年に24.8％、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22年には31.0％になると見込まれている。また、要介護認定者数は、令和２年度が約６万9,000人、認定率20.2％であるが、令和22年度には約12万4,000人、認定率25.9％になると見込まれている。また、本市における介護職員の必要数は、令和元年度の約２万2,200人に対し、令和７年度には約２万6,200人、令和22年度には約３万9,700人と見込まれるとの推計が示された。

令和３年度から８年度までの６か年の計画である「福岡市保健福祉総合計画」の高齢者分野では、「高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現」を基本理念として、「地域包括ケアの推進」、「安心して暮らせる基盤づくり」、「いつまでも生き生きと活躍できる環境づくり」、「要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実」、「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」の５つの基本目標を掲げ、施策を推進しているとの報告を受けた。福祉・介護人材の確保に関しては、急速な高齢化と労働力人口の減少に伴い、今後より多くの福祉・介護サービスの担い手を確保する必要があり、介護職員の必要数について、少なくとも令和22年度までは増加すると見込まれていることから、国や県と役割分担、連携をしながら、中長期的な視点で着実に取り組んで行くとの報告を受けた。

介護保険制度の円滑な運営に当たっては、介護保険制度の改正等を踏まえながら、各種サービスの見込み量などを定めるため、令和６年度から８年度までの３か年を計画期間とし

て策定する「第９期福岡市介護保険事業計画」において、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとの報告を受けた。

また、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会を目指すプロジェクト「福岡100」において、行政だけではなく、市民や企業、大学など幅広いプレイヤーの参画を得ながら、産学官民「オール福岡」で取組を進めており、市民一人一人が、自分にとっての「幸せ」や自己実現に向けた行動ができる、何歳でもチャレンジできる未来のまちを目指していくとの報告を受けた。

超高齢社会への対応として高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な運営は重要な課題であり、高齢者や家族の実態とニーズを十分に把握するとともに、介護サービス基盤の整備、介護予防の推進、高齢者への就業支援、福祉・介護人材の確保、認知症の人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり、買物や移動支援、生活交通の確保等による生活基盤づくり、介護保険料の上昇抑制等について、今後とも引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

２．少子化対策に関する調査

少子化対策については、令和２年度から６年度までの５か年の計画である「第５次福岡市子ども総合計画」の概要について報告を受け、３つの目標ごとに体系化した施策のうちから、目標２「子ども・若者の自立と社会参加」に焦点を当て、具体的な取組状況等に関する調査を行った。

本計画においては、子ども・若者の自立と社会参加のため、学童期から青年期を対象として「子どもの居場所や体験機会の充実」、「青少年の健全育成と自己形成支援」、「若者等の相談支援と居場所の充実」、「障がい児の支援（学童期以降）」の４つの施策を推進することとしている。

令和５年度までのこれら４つの施策の取組状況として、「子どもの居場所や体験機会の充実」については、放課後児童クラブやわいわい広場、中央児童会館等における遊び・体験・交流の場の提供、青少年施設における様々な体験機会の提供などに、「青少年の健全育成と自己形成支援」については、家庭教育の支援や小中学生向けの出前授業のほか、家庭や学校、地域、関係機関等との連携による非行防止活動や健全育成事業の推進などに、「若者等の相談支援と居場所の充実」については、若者総合相談センターの開設や、こども総合相談センター、ひきこもり地域支援センターによる各種相談支援、中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所づくりなどに、「障がい児の支援（学童

期以降)」については、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育、発達障がい者支援センターを中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援、障がいのある生徒の就労促進などに取り組んでいるとの報告を受けた。

今後とも、本計画に基づいて展開される以上４つの施策について調査・検討を進めていくとともに、放課後児童クラブの需要増加への対応、様々な体験機会の充実、子ども、若者の自己形成の支援、様々な困難を有する若者や家族への支援、障がいのある子どもの自立に向けた支援などの課題について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。